

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岐阜県条例第48号）、岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岐阜県条例第38号）及び岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年岐阜県条例第6号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(一)を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 期末手当及び勤勉手当

(ア) 平成22年12月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。
再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

b 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員

(以下「管理・監督職員」という。)

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

c 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員(以下「特定の職員」という。)

12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分とすること。

(1) 平成23年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

b 管理・監督職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分及び1.175月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

c 特定の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分及び0.775月分とし、6月及び12月に支給される勤

勉手当の支給割合をそれぞれ0.775月分とすること。

イ 住居手当

自宅に係る住居手当は、廃止すること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

4 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一

部を改正する条例（平成18年岐阜県条例第6号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

(1) 平成21年12月1日において現行の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年岐阜県条例第6号。5の(2)のアの(ア)において「平成18年改正条例」という。）附則第7項に掲げる職員であつた者（(2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.67

(2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(一)又は第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.83

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、速やかに実施すること。ただし、1の(2)のアの(イ)、1の(2)のイ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては、平成23年4月1日から実施すること。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成22年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(2)のアの(ア)、2の(2)のア又は3の(2)のアによる改定後の額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とするこ

と。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員を除く。)、医療職給料表(一)の適用を受ける職員若しくは第2号任期付研究員からこれらの職員以外の職員(以下「調整対象職員」という。))となった者(同年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあつては、その調整対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において岐阜県職員の給与の特例に関する条例(平成21年岐阜県条例第42号)の規定の適用がないものとした場合の調整対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)及び教職調整額の月額合計額に100分の0.23を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(1) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から48号給まで
	4 級	1号給から32号給まで
	5 級	1号給から24号給まで
	6 級	1号給から16号給まで
	7 級	1号給から4号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から72号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から32号給まで
	6 級	1号給から24号給まで
	7 級	1号給から16号給まで
	8 級	1号給から4号給まで
教育職給料表(一)	1 級	1号給から88号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から52号給まで
	4 級	1号給から40号給まで
	5 級	1号給から12号給まで

教育職給料表(二)	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	特2級	1号給から48号給まで
	3 級	1号給から24号給まで
教育職給料表(三)	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	特2級	1号給から48号給まで
	3 級	1号給から40号給まで
教育職給料表(四)	1 級	1号給から84号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から52号給まで
	4 級	1号給から32号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から96号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から40号給まで
	4 級	1号給から24号給まで
	5 級	1号給から4号給まで
医療職給料表(二)	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から56号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から28号給まで
	6 級	1号給から12号給まで
医療職給料表(三)	1 級	1号給から96号給まで
	2 級	1号給から80号給まで
	3 級	1号給から56号給まで

	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から28号給まで
	6 級	1号給から8号給まで

イ 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において国家公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。